

令和8年度始動人アートプロジェクト開催・運営委託業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度始動人アートプロジェクト開催・運営委託業務

2 主催

群馬県

3 事業の趣旨・目的

群馬県では「新・群馬県総合計画」において、自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を持った人を「始動人」と定義し、その育成に取り組んでいる。「始動人アートプロジェクト」は、アートの分野で始動人を育むプロジェクトとして実施する事業である。

令和5年度は、第1弾としてニューヨークを拠点に世界で活躍する本県出身のジャズピアニストである山中千尋氏を招聘し、高校生を対象としたレクチャーコンサートを開催した。

令和7年度は、第2弾として小学生・中学生を対象としてレッスンを実施するとともに、山中千尋氏のコンサート及び山中千尋氏と小学生等の共演するコンサートを開催した。

今回は、「4 事業の概要」のとおり実施する。

4 事業の概要

- (1) 県内の小学生等を対象に始動人教育に資するワークショップ・体験型学習（以下「ワークショップ等」という。）を開催
 - ・アートをテーマとして、「自分の頭で考え、他人が目指さない領域で動き出し、生き抜く力を持つ人」という始動人の理念を育む、小学生等を対象としたワークショップ等を実施する。
 - ・対象：県内小学生（必要に応じて中学生等を含む）
 - ・開催回数：1回以上
 - ・開催場所：県内を基本とする
- (2) 山中千尋氏のコンサートの開催
 - ・始動人のモデルケースである山中千尋氏の演奏を体験する機会を子どもたちに提供する。
 - ・会場は、県内の文化ホール等とする。
 - ・来場者数は500名程度を想定すること。

※開催日は、（１）、（２）ともに受託事業者決定後、県と受託事業者との協議により決定する。

5 委託業務の内容

本事業の開催・運営に係る次の業務とする。

(1) ワークショップ等及びコンサートのスケジュール管理及び実施

- ・開催地、日時、実施方法の提案及び調整

- ・参加する小学生等の募集

※募集の方法は問わないが、広く募集を行うこと。

- ・参加者、出演者等の本事業に関係する者への連絡、調整

※山中千尋氏の本事業への出演交渉は県が実施する。出演決定後の連絡、日程調整等は受託者が行うこと。

※出演料、旅費等を含め受託者が負担する。

※ワークショップ等については、山中千尋氏の起用を必須としない。ただし、ワークショップ等は音楽その他芸術分野の専門家を講師として実施すること。

(2) ワークショップ等及びコンサートの広報

- ・チラシ作成

- ・募集案内作成

- ・SNS等による情報発信

- ・そのほか、必要な広報

(3) 実績報告の作成及び提出

- ・実施内容、参加人数、広報実績等を記載した実績報告書を作成し、県が指定する日時までに提出すること。

※報告書には以下を含めること。

①実施概要

②参加人数

③広報実績

④当日の写真

⑤アンケート結果（実施した場合）

(4) その他、本事業を円滑に実施するために必要な事務

6 その他

仕様書に記載のない事項については、県と受託者の協議により決定する。

7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

- (2) 業務は、県との調整の中で変更等があり得る。

- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

- (4) 受託者は、委託業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- (5) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は県が負担するものとし、その額は県と受託者で協議して決定する。
- (6) 受託者は、参加者の安全管理に十分配慮するとともに、必要な保険加入その他の措置を講じること。
- (7) 受託者は、個人情報の保護に関する法令及び群馬県の関係規程を遵守し、適切に管理すること。
- (8) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 本業務の実施に伴い発生する入場料その他の収入は県に帰属するものとする。受託者は、当該収入について県に報告し、県の指示に従うこと。